

令和6年度第2回多摩地域福祉有償運送運営協議会

令和7年1月30日

(開 会)

【会長】 時間前ですが、皆さんおそろいですので、3分ほど早く始めさせていただければと思います。

会長を申しつかっております。よろしくお願いいたします。リアルでお会いするのは初めてかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

では、本日は令和6年度第2回多摩地域福祉有償運送運営協議会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、また、インフルエンザ、コロナがはやっている中で御出席いただきまして誠にありがとうございます。会議の進行については、事前に配付しております次第に沿いまして進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

早速ですけれども、資料の確認と会議運営上の確認事項について、事務局より説明させていただきます。事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局】

まず初めに、事務局より会議の成立について御報告いたします。

本日の出席委員は13名であり、設置要綱第7条第1項に定める定足数を満たしております。

続きまして、本日机上天にて配付している資料について御説明いたします。

(1) 次第、(2) 令和6年度第2回運営協議会協議予定団体一覧、(3) 事前質問及び回答、(4) 【資料1】多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿、(5) 【資料2】79条登録団体等一覧表、(6) 多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱、(7) 自家用有償旅客運送に係る協議における「首長判断プロセス」の導入について、会議資料は以上でございます。

また、一部の委員には、再任意向調査書を机上天にて配付しております。こちらについては、2月14日までの回答としておりますが、本日御提出いただく形でも結構でございます。

なお、机上天の資料とは別に、本日協議する資料につきましては事前に郵送にてお送りしております。本日お持ちでない方などはいらっしゃいますでしょうか。もしいらっしゃいましたら、事務局までお申しつけください。

(挙手する者なし)

【事務局】 続きまして、会議を開催するに当たり、運営上の留意事項について御説明いたします。

本会議は、設置要綱第 11 条の規定により、運営協議会は原則公開となっております。公開用の会議録を作成いたしますので、発言を録音いたします。発言される方は、恐れ入りますが、氏名を述べていただいてからお話しくださいますようお願いいたします。

ここでマイクの操作方法について御案内をさせていただきます。手前のボタンを押していただくとランプが点灯します。そうしますとマイクが通じる形になります。ボタンをもう一度押していただくとランプが消えてマイクが切れるという仕組みになっておりますので、御発言される前にボタンを押してマイクをオンにいただき、御発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押してマイクをオフにいただきますようお願いいたします。

なお、公開用の会議録は発言者の名前を会長、副会長、委員、事務局というような表示に変更いたします。個人の氏名は表示いたしません。

最後に、会議を傍聴される方に御連絡いたします。本会議の録音、撮影は御遠慮いただいております。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

本日は傍聴の方はいらっしゃるんですか。

【事務局】 事務局のほうに連絡はあったんですけども、今のところお見えになられていないようです。

【会長】 分かりました。ありがとうございます。

(議 題)

(1) 運営協議会に協議申請された事項の審査について

【会長】 それでは、式次第に沿いまして、次第の 2 番、議題 (1) 運営協議会に協議申請された事項の審査について始めさせていただきます。

初めに、事務局より前回の協議に関する報告がございます。

【事務局】 前回昭島市の医療法人社団大日会太陽こども病院の更新登録申請につきまして、定款の変更を条件に、運営協議会において協議が調ったことを証する書類を発行することとしておりましたが、この団体から、令和 6 年 12 月 16 日付で更新登録申請を取り下げたい旨申出がございました。

なお、今後は有償運送以外の方法で病院への送迎を継続するため、利用者に不利益は生じないとのことです。

以上でございます。

【会長】 分かりました。

続きまして、今回の協議方法について説明をお願いいたします。

【事務局】 続いて今回の協議方法について説明いたします。

今回は、新規登録申請が 1 団体 1 件、変更協議申請が 5 団体 5 件を予定しておりました

が、皆様にも事前に御連絡差し上げましたとおり、瑞穂町のにあい福祉サービスが団体内で再度精査をした結果、今回の協議を取り下げ、次回以降に改めて申請することとなったため、変更協議申請が4団体4件に変更となりました。

なお、協議予定団体一覧に記載している番号については変更いたしません。

また、No. 1、社会福祉法人幹福社会については委員が、No. 3、NPO法人ハンディキャブゆづり葉については2人の委員がそれぞれの団体関係者となるため、各団体に関する協議からは外れていただくようお願いいたします。

それでは、内容確認等につきまして、協議予定団体一覧の順番に説明をいたします。

新規登録団体につきましては、新規登録申請団体要件確認表に基づき説明をし、変更協議申請団体につきましては、自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書等書類一式に基づき説明をいたします。

最後に、全ての協議団体に共通する事項について周知いたします。

東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の整備、運行記録簿や点検簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事故記録簿や苦情処理簿の配備等につきましては、所管の自治体が確認をしております。重大な事故の発生は各団体ともございません。法令の遵守につきましては、各団体より宣誓書の提出を受け、所管の自治体及び事務局において確認をしております。併せまして、使用車両につきましても確認し、適正に管理、運営がなされている状況であることを確認しております。申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び事務局にて確認をしております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんにお伺いします。事務局から今説明がありました内容について、何か御質問があれば、また御意見があれば、どうぞ御発言をお願いします。いかがでしょうか。

(挙手する者なし)

【会長】 後で思いついたところで、また発言していただいても結構ですので、では、先に進めさせていただきます。

それでは、審査に入らせていただきます。番号は変えないということですので、No. 1から6の審査概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、内容確認等につきまして、配付しております資料に基づき説明をいたします。

なお、審議用資料といたしまして、利用対価表、地域のタクシー運賃料金比較表、車両一覧表、運転者要件一覧表、運行管理の体制等を記載した書類、身体状況等・態様ごとの会員数、自動車保険内容一覧表等を事前に配付しておりますので、審議の際に御活用ください。

それでは、No. 1、立川市の社会福祉法人幹福社会から説明をいたします。

こちらは変更協議の対象団体になります。先日郵送にてお送りしました自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書を御覧ください。

変更を協議する内容は、運送の対価及び運送以外の対価の変更です。こちらに添付している資料として、併せて利用対価新旧対照表を御参照ください。

続いてNo. 2、小平市の特定非営利活動法人地域福祉ネットワーク第2こだまです。

こちらは変更協議の対象団体になります。自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書を御覧ください。

変更協議する内容は、運送の対価及び運送以外の対価です。こちらに添付している資料として、併せて利用対価新旧対照表を御参照ください。

続いてNo. 3、多摩市のNPO法人ハンディキャブゆづり葉です。

こちらは変更協議の対象団体になります。

変更協議する内容は運送の対価です。こちらに添付している資料として、併せて利用対価新旧対照表を御参照ください。

続いてNo. 5、八王子市のNPO法人自立生活支援センター日野です。

こちらは変更協議の対象団体になります。自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書を御覧ください。

変更協議する内容は、運送の対価及び運送以外の対価の変更です。こちらに添付している資料として、併せて利用対価新旧対照表を御参照ください。

続いてNo. 6、八王子市の特定非営利活動法人ソニックブームです。

こちらは新規登録申請協議の対象団体になります。

事業者様に係る要件については、新規登録申請団体要件確認表に記載されているとおりでございます。また、申請書類の写しとして、多摩地域福祉有償運送運営協議会申請書類一覧を配付しておりますので、併せて御確認ください。

なお、皆様から頂いた事前質問及びそれに対する回答は資料（5）を御参照ください。

以上で事務局からの説明を終わります。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、協議申請された事項の審査を行います。

事務局から、前半、後半に分けて、それぞれ一括協議する方法が提案されております。会議の効率化のためにこちらの方法を進めるということでよろしいでしょうか。

（了の意思表示あり）

【会長】 半々に分けてということでやらせていただきます。

それでは、No. 1からNo. 3までの3団体の審査を一括して行いたいと思います。所管の立川市さんから順に補足説明がありましたらお願いいたします。補足の説明がありますでしょうか。

【立川市】 立川市です。特に補足説明はございません。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

No. 2は地域福祉ネットワーク第2こだまさん。小平市さん、何かございますか。

【小平市】

提出した資料のとおりとなりまして、特に補足説明はございません。

以上でございます。

【会長】 No. 3のハンディキャブゆづり葉さん、多摩市さん、何か補足意見はございますか。

【多摩市】

先ほど事務局から御説明いただいたとおりでございまして、変更点として、最低賃金の引き上げ及び燃料費の上昇等車両管理経費増加に伴っての増額ということで、そちらを申請させていただきます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。補足の説明は特にないということでしたけれども、委員の皆様から事前に質問もあって、それに対する回答も出ているようでございます。それも含めて、改めてまた確認したいことがあれば、どうぞ御発言をお願いいたします。

例えばNo. 1ですと、今日は質問委員はお休みなんですね。

No. 2についての質問は、私も質問していますけれども、時間と距離の合算ということですね。

No. 3の質問、これも同じ形ですね。

意見を直接出されていない方でも、質問に対するお答えを見ながら、何か確認しておきたいということがあればお願いいたします。大丈夫ですか。

(挙手する者なし)

【会長】 全国で運送対価についての変更の申請が多々出ているようでございますけれども、多くのところでは、申請どおり認められているような状況があるようでございます。

ありがとうございます。委員の皆様からの質問は、これで終了ということで、No. 1からNo. 3の3団体の審査について、協議会として了承するということでよろしゅうございますか。

(了の意思表示あり)

【会長】 ありがとうございます。では、了承していただいたということで対応させていただきます。設置要綱7条の2項に定める過半数の決が取れたということにいたします。これにより協議会として了承を得た旨を可決いたします。

ここで事務局からは休憩と言われていましたけれども、休憩はなくてそのまま続けて大丈夫かと思います。

No. 5とNo. 6、八王子市さんの案件です。1つ、No. 4が取り下げになっておりますので、ここで団体と自治体職員の方の入替えを行わなければいけないんですね。

【事務局】 なので、少々お待ちいただけますでしょうか。

【会長】 では、3市の皆さん、ありがとうございました。ここで入替えをお願いします。

次の団体がまだ来られていないということですので、10分間の休憩を取らせていただきます。再開、25分ということで、すみません。

(休憩)

【会長】 ありがとうございます。再開をさせていただきたいと思います。

No. 5とNo. 6の団体の協議を行いたいと思います。

所管の八王子市さんからの補足説明がございましたらよろしくお願いします。

【八王子市】 特にありませんので、そのまま進めていただければ。

【会長】 ありがとうございます。

No. 5、自立生活支援センター日野さんですね。これも欠席委員からの同様の質問でそれに対してお答えをいただいて、No. 6の新規、これに対しては、別の委員からも質問が出ていますけれども、何か補足で確認したいことはありますか。

【委員】 特にございません。

【会長】 分かりました。ほかの委員からいかがでしょうか。

(挙手する者なし)

【会長】 では、私から、せっかくですので、新規で申請を行うに際して、何かミッションというか、思いというか、語っていただけるととてもうれしいのですが。

【ソニックブーム】 はじめまして。よろしくお願いします。

思いというか、主に今回申請させていただいた目的は、障害者の支援を考えておりまして、障害者で公共交通機関を利用できない利用者さんが多々いらっしゃるんです。その場合に、自家用車あるいはそういった福祉車両でのサービスの提供が必要になってくるんです。実際、私どもでは、川崎の方で実績がありまして、また、別法人なんですけれども、そちらの方で障害者が20人前後のサービスをこの福祉有償運送を利用して障害者の支援に利用させていただいております。

約4年ぐらい前に、NPO法人のソニックブームとしても、中野区で1度申請を通しておりまして活動したんですが、中野区でサービス提供する成人の障害者の方がいらっしゃらなかったんです。今回八王子市で、また再度活動を始めようと思ひまして、今回申請させていただいております。

以上です。何か御質問がありましたら。

【会長】 ありがとうございました。

No. 5とNo. 6につきまして、今新たにお答えも頂きました。質問がございましたらどうぞ。

【委員】

今見させていただいて、法人というか、団体の思いを聞かせてもらったんですけれども、

今のところ利用者さんが1名ということで、運営もなかなか厳しいのかなと思うんです。その辺りは何か……。

【ソニックブーム】 先週あたりから、八王子市内のグループホームを二、三回らせていただいたところ、やはりニーズがあって、約四、五名の方がすぐ利用したいと。ただし、今、移動支援なので、行動援護を各市町村に申請し直さなければいけないというお話をいただいております、この有償運送の登録が認められ次第、またこういったパンフレットを用意して詳しく御説明させていただく予定になっておりますので、利用者の方は、2か所回っただけで、そのうち1か所が重度だったんです。そこで数名、あともう1か所、1人利用しているグループホームのところでもやはり数名の利用者の見込みが立っておりますので、登録が認められ次第、半年以内で約七、八名から10名ぐらいの利用者が今見込めるように考えております。よろしいでしょうか。

【会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員】 せっかくですので、ちょっとだけいいですか。ありがとうございます。

いただいた定款の総則に「移動権の確立に寄与しながら」と書いてあるので、とてもすばらしいと思いました。それで、その前に、「外出をより楽しめるような情報の提供事業」というのも書かれていて、恐らく福祉有償運送をするときに、通常であれば病院とか何とかと限られてしまうんですけれども、もう少し楽しくいろいろな使い方ができるようにという情報も同時に発信しながら行っていくということでしょうか。

【ソニックブーム】 そうです。実際には、目的地を1か所ないし2か所決めておまして、そちらに車を利用して数時間往復を考えております。目的地で昼食を取ったりとか、あと移動中のトイレのときに公園等で散策をするとか、そのような予定を今立てております。特に病院とかそういったことではなく、本来外出したい利用者さん、あるいは外出させたい御家族のために、公共交通機関が利用できないので、利用者さんも御家族様も非常に困っている御家庭があるわけです。そういったところの支援を考えておりますので、行って、ほぼ1日、6時間から8時間ぐらいの予定を考えておまして、その上での目的地での散策、昼食等を考えております。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(挙手する者なし)

【会長】 ありがとうございます。No. 5とNo. 6の2団体の審査について、協議会として了承するということでよろしゅうございましょうか。

(了の意思表示あり)

【会長】 ありがとうございます。では、了承ということで、設置要綱第7条第2項に定める過半数以上の決が取れたということで、協議会として了承を得た旨を可決いたします。

皆様の御協力によりまして、本日の審議、滞りなく終了させていただきました。以上をもちまして、次第の2、運営協議会に協議申請された事項の審査についてを終了させてい

たきます。

(その他)

【会長】 続いて次第の3番、その他でございます。

委員の皆さん、また参加されている方々、何か御意見がございましたらお願いいたします。

【運輸支局】

私の方から、本日資料としてつけさせていただきましたラベルの7番、事務連絡「自家用有償旅客運送に係る協議における「首長判断プロセス」の導入について、こちらの事務連絡に関して少々御説明をさせていただければと思います。

こちらのお話につきましては、前回の法改正、令和6年4月26日付で改正があったものなんですけれども、2か月の期間内に自家用有償旅客運送などの運送サービスについて実施するとの結論に至らなかった場合には、当該地域公共交通会議もしくは運営協議会を主催する市町村長または都道府県知事が自らの責任において自家用有償旅客運送の導入の可否について最終的な判断を行える旨が規定されているところであります。この首長判断プロセスにつきましては、既に一部の市町村においてはその交通会議または運営協議会の設置要綱を改正するなどしても導入されてきているところなのですが、現在も導入がなされていない市町村というのは多数ございます。

余談なんですけれども、東京都内においては、まだどこも導入できておりませんので、我々運輸支局としましても、こういった協議会への出席時など、機会を捉えてお話をしていきたいと思っております。ですので、今さらのタイミングでお手数をおかけすることとなるんですけれども、こちらは次回の運営協議会の開催時、もしくは必要に応じて、例えば書面開催を活用していただくなどして、要綱改正のお手続を進めていただければと思います。

私からは以上です。

【会長】 こういった共同でやっている運営協議会の要綱で、首長判断プロセスを追加するとすると、どんなイメージなんですか。

【運輸支局】 一例なんですけれども、今国土交通本省が、大臣がトップでやっておられる交通空白地の解消に関する対策本部というものを立ち上げておりまして、多分そちらの一環としてこの事務連絡が経緯として発出されたと思うんです。交通空白地の撲滅という形で、必要に応じて、通常であれば協議を行って自家用有償運送を導入するまでに数か月単位の結構長い年月がかかってしまうことが通常なんですけれども、そうではなく、ある程度必要に応じた地域なのであれば、速やかに導入してもいいのではないかというのがこの事務連絡が発出された経緯だと恐らく思われます。

以上です。

【会長】 そうすると、交通空白地についての判断は、実はこの運営協議会は福祉の有償運送の運営協議会なので、交通空白地を審議することで設置はされていないんです。だから、本協議会とは別に、交通空白地の有償運送をするために、それぞれの交通会議等で結論が出なくても、市町村長さんに自らの責任において最終判断いただけるという通知なんですね。

【運輸支局】 おっしゃるとおりです。

【会長】 分かりました。

今の問題に対して御意見もあると思いますので、どうぞお願いします。

【委員】 私は、この件については特になくて、情報提供として貴重に思っております。ありがとうございます。

私は、実は長くこちらの運営協議会に関わらせていただいて、今期が最後なんです。来年度から私の後任、すばらしい委員の方が来られるかと思いますが、私自身、遺言みたいな、今後の運営協議会についてコメントさせていただければと思います。

運営協議会というのは、道路運送法を基本的に、福祉有償運送の協議成立、成立でないということをやられるわけです。ただ、NPO法人の方たちが福祉有償運送をやっていて、まさに生の実態というのはそれだけではないんです。非常に厳しいものがありまして、今どこのNPO法人も共通して困っているのは、担い手の確保をどうされるかということです。でも、これは何もNPO法人だけではなくて、この物価暴騰、インフレの中で、年金のマクロスライドの中で、どこも同じ課題を抱えているんです。例えばヘルパー事業所の平均年齢が62から63歳です。訪問介護の業界そのものが崩壊寸前だという状況です。

実は、多摩市が事務局のときに、最後に、あまり件数もなかったのでシンポジウムをやらせていただいて、ここにいる2人の委員も参加していただいたんです。今後の展望、方向性として、運輸支局の方も参加していただいたんですけれども、そういったこともやってもいいんじゃないかと思います。つまり、運営協議会は、ただ協議成立、成立しませんだけだと、この運営協議会そのものが形骸化していってしまう。会長は豊富な知識を持っていられちゃいますので、運営協議会の在り方を今後模索していく中で、NPO法人の生き残り策と言っては語弊がありますがけれども、そういったものも模索していただければという思いがあります。

これは私の希望なんですけれども、以上です。

【会長】 ありがとうございます。長い間、いろいろ御苦勞は絶えなかったと思いますけれども、先生、設置当初からですから、もう20年……。

【委員】 いえ、20年はやっていなくて、多分十五、六年か十七、八年か、そんなものではないかと思います。

【会長】 お疲れさまでございました。昔に比べると、今のライドシェアなんていうよく分からない言葉が出てくる時代が来るとは当時は思っていなかったと思います。

【委員】 そうですね。当時は、どこの運営協議会もそうでしたけれども、この運営協議

会でも罵倒の言葉が出て大変な時代がありました。今は皆さん、紳士淑女の方たちばかりで、安定した協議ができて、いいかと思います。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにどうぞ、ぜひ御意見をいただければと思います。久しぶりにリアルでやっていますので、いかがでしょうか。

【委員】 先ほどの首長判断プロセスの導入というのが何か寝耳に水の印象があるので、率直にお聞かせください。

これは、ここでの協議会でなかなか結論が出なかった、そういうケースを市町村に持ち帰って、最終的に首長判断によって決定してもよいと、そういうことですか。

【運輸支局】 おっしゃるとおりです。

【委員】 これがいつ公布されて、そして、実際に実施命令が出ているんですか。いつから……。

【運輸支局】 法令改正自体がありましたのが令和6年4月26日付でございまして……。

【委員】 昨年ですね。

【運輸支局】 昨年ですね。その時点で、各自治体さんの方には既に周知はしておったんですけれども、ただ、運輸支局としまして、これを直ちにやるようにという指示までは、国土交通本省からも来てはいなかったもので、あくまでできる規定なのかなと現場の我々としても思っておったんです。昨年末に追加という形で発出されましたこの事務連絡をもって、指導ベースというところなんですけれども、入れるべきだというお達しがあったところだったので、お願いをさせていただいているというところなんです。

【委員】 後学のために知りたいのですけれども、これの根拠となる考え方や理由に関しては、どこを見れば書いてありますか。

【運輸支局】 根拠法令につきましては、今日資料として持ってきていないのでちょっとあれなんですけれども、この事務連絡のサブタイトルのすぐ下を書いておりますこちらの「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」、こちらに根拠が記載されている形になっております。

【委員】 これは平成18年ですよ。それを昨年4月26日に改正したその根拠です。

【運輸支局】 恐らくなんですけれども、昨年の3月に、内閣府における答申会議がございまして、その中の自家用有償旅客運送におけるスムーズな導入に関する討議がなされまして、その改正の一環として、こちらの首長判断プロセスの導入に関する決議が行われたという話は上局から伺っております。

【委員】 ありがとうございます。この福祉有償運送事業というものがいかに極めて個人の善意から成り立っている、まさにノット・フォー・プロフィットであるNPO法人の人たちが誠実にやってくださっているからようやく続いているものだということをいろいろな形で教えていただいています。

それで、今先生がおっしゃったように、ライドシェアの動きが出ていて、その前もあり

ましたよね。ウーバーでしたっけ。そういう形の福祉ビジネスにつながってしまうようなことを何とか食い止めて、福祉有償運送のスピリットをどうやってきちんと守っていくか。それを持続可能にしていくために、どれだけ運賃改定等々も含めて人々の合意づくりをするのかということが恐らく重要なんだろうと思いました。それが掘り崩されないことをひたすら願います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 私の希望なんですけれども、今日いろいろ御発言を聞いていて、対面方式でやってよかったなと思いました。ずっとオンライン方式だったので、会長、事務局も、ぜひ対面方式を継続していけるようよろしくお願いいたします。

【会長】 最後に事務局からもう一度皆さんに、次回以降どうしますかということのを投げかけていただこうと思っておりますので、皆さんの御意見で対面方式かどうかということも含めて御相談いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。大丈夫ですか。

【委員】 この場の発言としてふさわしいのかどうか分からないんですけれども、今無償運送、こちらのほうも広がりつつあるかと思います。その中で、福祉有償運送ではなく、無償運送のほうに切り換えていくような団体もこれから出てくるのではないかと考えております。ただ、福祉有償運送のよいところというのは、こういった運営協議会の中でしっかりと事業の内容を確認し、安全が担保できるようにみんなでチェックできるというところはよい点だと思っておりますので、私としては、なるべく今福祉有償運送をやっているところはそのまま継続していただきたいと思っております。

確かに無償運送のほうの方がやりやすいかもしれませんが、利用者の方の安全の担保というところの意味では事故があっただけで何の意味もなくなってしまうので、こういった運営協議会に今登録している団体は継続していただけるように、市の方からも各事業所の方に声かけ、またサポートをしていただければ幸いです。

【会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、ここで事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

【事務局】 皆様、本日はお忙しい中、協議会の円滑な運営に御協力いただきまして誠にありがとうございました。今回は、令和7年7月を予定しております。今回久しぶりの実地での協議会開催となり、先ほどそちらについても御意見がありましたが、次回以降について、そのほか、委員のほか、御意見などありますでしょうか。

【会長】 リアルがよろしいですか。

【委員】 延長コードも用意していただいたので、リアルで来ます。

【会長】 ほかに、リアルは嫌だという委員はいらっしゃいますか。遠いんだけどみたいな……。大丈夫ですか。

【委員】 町田市の運営協議会ではオンラインと併用でやっていますので、皆さん、御都

合がある方もいらっしゃると思いますので、そのときは事務局の方はお手数なんですけれども、オンラインと併用でやられたらいいと思います。

【会長】 ここがそういうインテリジェント系の設備が整っていればいいんですが、それも含めて御相談かと思います。次回以降もぜひリアルで、なるべく委員の利便は図ってほしいという検討事項ということで、ただ、物理的にできるかどうかというのはまた別でございますので、検討させていただきたいということかと思います。次回以降も原則対面開催を御希望ということでよろしいでしょうか。

（了の意思表示あり）

【会長】 分かりました。それでは、次回以降も開催方式は原則対面開催で、次年度事務局である羽村市さんに引き継がせていただきます。ただ、オンラインで出たいという御希望に応じられるのかどうなのかというのは確認をしていただければと思います。

最後に、本日机上にて再任意向調査票をお配りしております。この場で御記入いただける方は、お帰りの際に事務局まで御提出をお願いしたいと思います。

ごめんなさい。事務局が説明するところを……。

【事務局】 では、よろしくお願いいたします。

【会長】 資料はどうしましょう。資料は、これは別にプライバシーに関わるものではないので……。

【事務局】 お持ち帰りいただいて結構でございます。

【会長】 ということでございます。本日は、短時間ではございましたけれども……。

【委員】 事業者の方の一言ずつお聞きしたいです。

【会長】 そうですね。せっかくなので、どうぞ一言ずつ。

【委員】 今日はありがとうございました。

先ほど委員のおっしゃったように、福祉の分野では、非常に人員の確保ができていない。また、民生委員の方も、来期、今年また任期が終わりまして一斉改選になりますが、全国的に欠員地区がどんどん多くなっております。そのような状況で、このような会議は大変重要ではないかと思っておりますので、今後もこのような形で対面で会議がなされることを望んでおります。ありがとうございました。

【委員】

5年ぶりにここに来て、ちょっと新鮮な感じがしたんです。うちも移送サービスとか、幾つか事業をやらせていただいているんですけども、どこの事業も人手不足ということが深刻で、どんなふうな仕組みをつくったらいいのかなというのを日々考えてやっているところです。私も車椅子ということで、社会の中は大分動き回れるようにはなっていますが、移送サービスというのは残っていくのかなというのはありますので、今委員がおっしゃったように、皆さんと協議しながらできるこの協議体というのはすごく大切な場なのではないかと思います。私もぜひ対面でやれたら、情報交換とかもできるので、またこのような形に戻していただければ、出てきてお話しさせていただく機会にもなるのかな

と思います。ありがとうございます。

【委員】

今回利用料金の改定ということで御承認いただきありがとうございました。とはいえ、私ども法人では、過去 10 年だけにおいても、毎年収支赤字が続いておりまして、平均でも 100 万を超える赤字が出ているような状況です。そうした中でも、事業全体では、障害者福祉サービスであったり、介護保険サービスであったり、他の事業を併用することによってどうにか事業を継続という状況でございます。今回の料金改定をお認めいただいても、試算の中では、25 年度、黒字に転換するということは、それでもなかなか難しい状況でございますので、料金改定だけではなくて、支出の面、適正な車両の確保ですとか、様々な機会を続けながら、必要とされるこの事業を続けるためには、安定した財政運営を心がけていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【委員】

来年度には市町村副代表市ということで会議に携わらせてもらいます。よろしくお願いいたします。

【委員】

来年度、市町村代表市ということで委員を仰せつかっております。今年度よりも来年度、深く関わらせていただくようになるかと思います。どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

【委員】

タクシー事業者の代表ということで参加させていただいておりますけれども、福祉有償の概要についてはいろいろと勉強させていただきながら、日々確認させていただいて参加させていただいておりますので、今後は、我々は公共交通事業として輸送に関わっておりますけれども、我々ができない福祉有償のところを担っている方々の概要であったりとか、そういったものは日々勉強させていただきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

【委員】

基本的に我々のところというのは、補い切れないところは、今委員が言われたとおり、我々としても協力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。では、副会長、お願いします。

【副会長】

今年度事務局も務めさせていただきましたけれども、皆様の御協力によりまして、無事役割を果たせかなと思っております。ありがとうございました。来年度以降、稲城市にも福祉有償運送の事業所さんもありますので、引き続きいろいろお世話になると思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。本年度、どうもありがとうございました。

【会長】 ありがとうございます。

【運輸支局】 本日はありがとうございました。

以前に比べまして、近年、自家用有償運送においても法改正が多くなっておりますので、貴重な実地開催ですので、こういった機会から、我々のほうから情報発信させていただいて、御意見を積極的に頂きたいかなと思っております。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございました。

事務局から特にございますか。大丈夫ですか。

【事務局】 特にございません。

【会長】 では、これで、今年度は終わりにしたいと思います。また、今年の7月ですか、暑い時期になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。